

だい き な ご や し しょうがいふくしけいかく  
第5期名古屋市障害福祉計画・

だい き な ご や し しょうがいじふくしけいかく あん  
第1期名古屋市障害児福祉計画(案)

たい し み ん い け ん な い よ う お よ し か ん が か た  
に対する市民意見の内容及び市の考え方

へいせい ねん がつ  
平成30年3月  
な ご や し  
名古屋市



「第5期名古屋市障害福祉計画・第1期名古屋市障害児福祉計画（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容は、一部を要約するとともに、趣旨の類似するものをまとめ、項目別に分割して掲載していますのでご了承ください。

## 1 市民意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 平成30年1月11日（木曜日）から平成30年2月14日（水曜日）  
 (2) 意見提出状況 意見提出者数：39名 意見総数：242件

### ・意見提出方法

郵送	ファックス	電子メール	持参	合計
1名	18名	19名	1名	39名

### ・意見提出者の区分

障害のある方	6名
障害のある方の家族	12名
障害福祉サービス従事者	13名
障害のある方・障害のある方の家族	1名
その他	2名
未回答	5名
合計	39名

## 2 市民意見の内訳

第1章 総論 (27件)	1
第2章 成果目標 (67件)	11
第3章 活動指標等 (127件)	23
第4章 その他の意見 (21件)	55

※点字版、音声変換用テキストファイルをご希望の方は、下記へご連絡ください。

名古屋市健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課

電話番号：052-972-2558

ファックス番号：052-972-4149

電子メール：a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



だい しょう そろん  
第1章 総論 (27件)

しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく さくてい けん  
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって (1件)

けいかく もくてき せいかく  
■計画の目的・性格

しみんいけん  
【市民意見】

- こども・学生の頃から、共生の体験をつみ上げること。数値目標は一人ひとりを見失うことも生じ得ます。一世代かかる事業だと思えます。

し かんが かつ  
【市の考え方】

障害福祉計画では障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、各サービスの提供体制の確保に係る目標や必要なサービス量の見込みを数値で定めておりますが、別で定める障害者基本計画において、市の障害者施策の基本的方向性を定めており、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現を目標に掲げ、障害者施策の推進に努めています。

今後も、障害のある方が生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、支援を充実してまいりたいと考えております。

けいかくまかん  
■計画期間

しみんいけん  
【市民意見】

- なし

けいかく さくていたいせい しみんいけん はんえい  
■計画の策定体制と市民意見の反映

しみんいけん  
【市民意見】

- なし

■基本理念

【市民意見】

名古屋市障害福祉計画第4期の期間に事件が起こっている。各事件から障害福祉計画に反映すべき点は多く、総論で触れる必要はないか。

- ・やまゆり園事件で波紋を呼んだ障害者への差別問題や優生思想問題は、地域共生社会を形成する上で解消すべき問題であることに触れ、地域生活支援事業：啓発事業を中学校区ごとに対象にするなど、きめ細かな取り組みをするべきではないのか。
- ・A型問題では、事業指定に問題があったことを明確にすべきだ。また、市内A型事業所の8割が給付金を給料にあてていることから、市は経営改善計画の提出を求めるとしているようだが、実状と改善への具体的指導を述べるべきだ。
- ・1月23日の事件からは、障害者基幹相談支援センターの在り方や家族で見落とされがちな父親への支援の在り方、重度の自閉症・強度行動障害に対応した入所施設の在り方が問われており、具体的に言及すべきだ。
- ・重度の行動障害・知的障害のある人の家族介護が限界になった際、精神科病院しか行き場がなくなっている話も出ており、受け入れ施設の設置も課題ではないか。

【市の考え方】

障害福祉計画は、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービス提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるものであり、各事件に関して、個別に計画に掲載することは馴染まないものと考えております。

一方、障害者に関する様々な事件が発生した要因については重要な課題であると認識しており、障害や障害者等に関する正しい理解の促進や重度障害者の地域における支援体制の更なる強化、事業所の運営に係る適切な指導等について計画に記載したところであります。

しみんいけん  
【市民意見】

- ・インフォーマルサービスに言及しているが、制度が貧しい故にNPOが行うのであって、本来は公的に行うべきものであることを踏まえるべきである。
- ・「地域共生社会」というよりも「誰もが暮らしやすい社会」の方がこの計画に合うのではないかと。「柔軟なサービス」について意味不明であるので、この項目は削除が望ましい。

しがんが  
【市の考え方】

第4期計画に引き続き計画に記載しており、インフォーマルサービスの提供等といった地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

「地域共生社会」につきましては、今般、国の基本指針が改正されて盛り込まれました。本市の計画におきましては、国の基本指針に即して記載したものです。

しみんいけん  
【市民意見】

- ・地域生活を強調するあまり、施設不要論に偏っていないか。現状は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などが絶対的不足状態であり、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされていることを踏まえるべきだ。

しがんが  
【市の考え方】

ご指摘のような厳しい状況があることも踏まえ、入所施設での受け止めも重要なことと考えております。決して入所施設の必要性を否定するものではなく、第5期計画期間中は入所定員を維持する予定としております。併せて、地域生活を希望される方に対しての移行の支援も適切に行っていく必要があると考えております。

しみんいけん  
【市民意見】

- ・全体的に聴覚障害者も視覚障害者も内部障害者もサービスが分かりにくい。聴覚障害者に関していえば、この計画の基本理念、意思決定の支援があるにも関わらず、話が通じない、相談できない状況が起きている、当事者の困りごとが意思疎通支援だけでは解決できない。切れ目のない細かいサービスをもっと工夫するべきではないか。

しがんが  
【市の考え方】

障害のある方が必要とするサービスを受けることができるように提供体制の整備に努めるとともに、常にサービスを受ける方の立場に立った、良質かつ適切なサービスが提供されるよう努めてまいりたいと考えております。

**【市民意見】**

- ・ 障害福祉計画と障害児福祉計画が一体化されたメリットとして大人への移行を支援する観点から、「障害児のライフステージ」ではなく「子どもから大人までのライフステージ」と改めてほしい。

**【市の考え方】**

ご意見の趣旨を踏まえ「障害児が大人へと成長するライフステージに沿って」に修正します。



しょうがいふくし ていきょうたいせい かん きほんてき かんが かつ  
■ 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方

しみんいけん  
【市民意見】

・聞こえない人が手話で安心して会話しながら暮らせるように老人ホームのなかに聞こえない人だけのフロアを作ってほしい。(手話で会話ができず、孤独なろう高齢者がたくさんいます)

し かんが かつ  
【市の考え方】

老人ホームの入所者各々の心身状態が異なる状況のなか、各施設が対応できる範囲内で支援させていただいておりますので、ご理解ください。

また、本市では、手話奉仕員等の各種養成講座を実施しております。各事業所の職員の方々をはじめ、多くの方に参加していただけるよう、今後も講座の周知、参加の促進に努めてまいります。

しみんいけん  
【市民意見】

・計画作成ができる状況と評価していますが、相談支援計画の重要な点は作成後のフォローアップを含めた継続的な支援が、提供できるか否かです。その状況は十分ではありません。質の向上をはかるとだけあらわされていますが、しっかり相談支援に求められる質を明記してほしいと考えます。

し かんが かつ  
【市の考え方】

障害福祉サービスの支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況と評価していただいておりますが、その一方で計画相談支援の質の向上が求められております。

平成30年度の報酬改定において、相談支援専門員1人あたりの標準担当件数が設定され、サービス等利用計画等の定期的な検証(モニタリング)の標準期間についても、支援の必要性の観点から標準期間の一部見直しが予定されております。

市としましては、こうした報酬改定の影響を注視しつつ、市独自の補助制度や各区の自立支援連絡協議会における取組等を通じて相談支援の充実に取り組んでまいります。

しみんいけん  
【市民意見】

・相談支援専門員の一人当たりの担当件数が国の基準をクリアしているのかを明記したうえで(国はさらに担当件数を減らす予定です)、計画が製作できる状況かどうか評価しなすべきです。

し かんが かつ  
【市の考え方】

平成30年度の報酬改定において、相談支援専門員1人あたりの標準担当件数が設定される予定です。しかし詳細な運用についてはまだ示されておらず、現時点でその影響については把握が困難なため、報酬改定後、その影響についての把握に努め、市として取組むべき課題については、その方策も含め検討してまいります。

しみんいけん  
【市民意見】

- はったつしょうがいしゃしえんちいきょうぎかい ちゅうしん すす  
・ 発達障害者支援地域協議会を中心に進めるという姿勢を明記してほしい。

し かんが かつ  
【市の考え方】

きそん そしき はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびけんとういんかい はったつしょうがいしゃしえんちいきょうぎかい  
既存の組織である発達障害者支援体制整備検討委員会を発達障害者支援地域協議会へと  
はってん ちいき はったつしょうがいしゃ くだいとう こま はあく しえん すす  
発展させ、地域における発達障害者の課題等をきめ細やかに把握しながら支援を進めていき  
たいと かんが  
たいと考えています。

## ■ 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

### 【市民意見】

- ・ 教育と障害福祉の連携のため、市から、教育（支援級・特別支援学校）と障害福祉の連携の進むような働きかけをより強めてほしい。
- ・ 個別のケースや課題交流において地域の連携を進めてきたが、まだまだ全体として連携が不足している。また、緑区は、特別支援学校が無く、他区他市に通学しているため、特別支援学校との連携も課題である。
- ・ 不登校の障害児への支援において、障害福祉サービスのみでの支援では解決が難しいが、支援事例に応じた家族家庭全体の支援、学校・教育関係の社会資源、民生子ども課、児童相談所との連携がまだまだ、不足している。
- ・ 「移行が円滑に進む」とは就労への移行も含む大人への移行であることを明確に表現してほしい。

### 【市の考え方】

- ・ 障害児支援は発達支援の専門機関にとどまらず、子どもや保護者に日常的に接する機関等が子どもや保護者の状況に応じて連携しながら行っていくことが重要だと考えており、今後も関係機関が会する会議等や日常的な連絡調整の機会を密にし、一層の連携を進めていきます。
- ・ ご意見の趣旨を踏まえ、「大人への移行が円滑に進む」に修正します。

■ 総論

【市民意見】

・なし

■ 施設入所者の地域生活への移行

【市民意見】

- ・ 問題分析の中に、施設入所者の高齢化の問題があげられていません。高齢化が進めば地域移行も難しくなっていきます。入所者の年齢問題を分析し、課題としてあげるべきです。また、行動援護の類型の場合など重度障害のある人たちの場合は移行が難しいケースもあり、それを課題として明らかにすべきです。
- ・ 施設入所者の総数が記載されたが、入所施設事業所数、一ヶ所あたりの平均入所者数・平均入所年数、市外・県外施設入所者数などを記載すべき。

【市の考え方】

- ・ 施設入所を含め障害福祉サービスを利用される障害者等の高齢化及び重度化の問題は、障害福祉計画の推進全体にかかわる大きな問題との認識から、総論中の「障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方」において記載させていただいております。
- ・ 本市の障害福祉計画においては、施設入所者の地域生活移行数及び施設入所者数の減少のいずれについても、それぞれの利用者の総数に着目することにより、計画を推進してまいります。計画策定にあたりバックデータとして一部保有している数値もありますが、第4期計画まではお示ししている区分により数値を掲載してきたため、第5期計画においても計画相互間の連続性を考慮して従前の記載を踏襲し、詳細なデータについては実際に計画を推進する中で個別の施策に取り組む際の参考とさせていただきます。

## ■ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

### 【市民意見】

- ・「社会的入院」となっている人数、その平均年齢を記載すべき。

### 【市の考え方】

「社会的入院」とは精神科病院において、必ずしも治療や退院を前提としない長期入院を続ける状態のことを指しますが、精神科病院における社会的入院者数を正確に把握することは困難であるため、長期入院（1年以上）者数を指標としています。

## ■ 福祉施設から一般就労への移行

### 【市民意見】

- ・なし

## ■ 地域生活支援拠点の整備

### 【市民意見】

- ・整備を進める方向には賛同しますが、地域に偏りがないような整備と、緊急ショートとしての機能整備を確保して進めてください。
- ・地域生活支援拠点は、市が進める地域包括ケアシステムとの関係はどのようになるのだろうか。
- ・医療的ケアが必要な人への対応はできるのだろうか。
- ・拠点としての役割をはたすためには、グループホームとショートステイ・相談支援では対応できないのではないかな。
- ・小規模入所・看護師配置・相談・居宅介護を併せ持つ必要があるのではないかな。

### 【市の考え方】

第4期計画から成果目標の一つとして整備を進めてきたところですが、地域生活支援拠点事業所が、関係機関との連携を含め、十分な機能を果たせていない現状があります。国が想定する地域生活支援拠点等に求められる基本的な5つの機能を踏まえ、本市としましては、第5期計画において、特に緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、地域の体制づくり（連携）の強化を図ることとしております。

障害者等の様々なニーズに応えるため、面的な整備により、既存の地域資源との連携の強化も同時に図っていく必要があると考えております。

【市民意見】

- ・グループホームについて、利用のニーズが低いから見込み量が下回っているのか、利用のニーズがあっても整備されていないのか、十分な分析がなされていません。

【市の考え方】

障害福祉サービス利用アンケートの声や関係団体の要望等を踏まえると、利用のニーズは高いと認識しております。障害者本人の重要な居住の場であることから、今後も整備を進める必要があると考えております。

【市民意見】

- ・相談支援について サービス受給者全員に、計画が策定できる状況と分析しているが、モニタリングなどのアフターケアがきちんとなされているか、質の問題が重要です。サービスが地域に偏りがあり、また、児童の計画を立てる事業所も不足しています。

【市の考え方】

平成30年度の報酬改定において、サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について支援の必要性の観点から標準期間の一部見直しが予定されております。

市としましては、こうした報酬改定の影響を注視しつつ、市独自の補助制度や各区の自立支援連絡協議会における取組を通じて相談支援の充実を図って参ります。

また、障害児相談支援につきましては、実績は伸びていますが、セルフプランの割合も多く、必要なサービス供給量を確保するための配置を進める方策について検討して参ります。

だい しょう せい か も く ひょう  
第2章 成果目標 (67件)

1 そうろん けん  
総論 (1件)

しみんいけん  
【市民意見】

もくひょう たっせい  
目標が達成できないまま今日に至っていると感じており、具体的な取組の体制づくりが必要  
ふ かけつ かんが  
不可欠だと考えます。目標が達成できることを切に願っています。

し かんが かつ  
【市の考え方】

せい か も く ひょう  
成果目標については、過去の実績を精査するとともに、国の基本指針を考慮の上、設定し  
ております。また、成果目標を達成するために、サービスの見込量や確保方策等について活動  
しひょう せつ たい  
指標として設定しております。第4期計画においては福祉施設から一般就労への移行につきま  
しては目標を達成できる見込みですが、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活へ  
いこう せつ たい  
の移行についての目標達成が難しい状況です。第5期計画においては確保方策に基づいて  
すいしん せつ たい  
推進し、目標が達成できるように努めてまいりたいと考えております。

## 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (6件)

### 【市民意見】

・「施設から地域へ」ということを否定しませんが、必要(希望)の時には、短期入所など気軽に利用できる専門的な介助の機会が保障されること。

### 【市の考え方】

地域生活への移行後も、必要に応じて支援が受けられることは重要と考えております。今後も必要な時に気軽に利用できるような事業所の設置に努めてまいります。

### 【市民意見】

・(障害の重いひとたちのくらしの場についての意見) 入所施設からの入所者の地域移行目標を105人との見込みですが、第4期の実績をみても困難と思います。国の指針があるからなのかもしれませんが、もっと実現可能な人数にすべきと思います。

### 【市の考え方】

P23に記載しているとおり、実態調査により把握した、地域生活を希望する施設利用者とその家族の実数を基にして、国の指針にも配慮しつつ、目標値を設定しました。ご指摘のとおり、この間の実績等を踏まえると非常に高い目標ではありますが、あくまで利用者本人やご家族の希望をできる限り尊重し受け止める支援を基本に据えて、設定することとしたものです。

### 【市民意見】

・地域生活支援拠点は手話通訳等、聴覚障害に配慮した内容を含めること。

### 【市の考え方】

地域生活支援拠点等の面的な整備により、手話通訳者派遣事業など既存の地域資源との連携を図りながら、障害者等の特性に応じた必要な支援が確保されるよう努めてまいります。



### 【市民意見】

・親の高齢になるに従い、入所希望も増える現状もあり、その際の適切な支援が必要です。地域移行が難しい人たちの支援をどうしていくか、課題を明確にして、次の計画につなげてほしいと考えます。

### 【市の考え方】

入所施設での適切な支援も重要なことと考えております。併せて、介護者の親の高齢化や親亡き後に対応するため、障害者等をできる限り地域で支えられる基盤整備の推進が重要であるとと考えております。

### 【市民意見】

・「入所施設における集団的な生活から」としているが、この書き方ではグループホームや日中活動施設の否定につながる恐れがある。市として入所施設をどのように考えているのか明確にすべきだ。入所施設だからといって個人の自由や意思を制約できないことは言うまでもないことだ。

### 【市の考え方】

ご指摘のとおり、入所施設とて個人の自由や意思を制約するものであってはなりません。地域生活における個人の意思実現の可能性の高さや自由の幅の広さの観点から、こうした表現を使用しているところです。

### 【市民意見】

・「入所希望者が多い」(P23)と述べているが、その人数を明らかにすべきだ。2%減少することは、待機者を増やすだけではないのか。少なくとも0%とし、待機者を無くすすべきなのではないか。

### 【市の考え方】

入所施設から退所される方の理由としては、地域生活移行だけでなく、介護施設への入所、病院への転院、死亡など他の要因も考えられ、施設入所者数は全体として年々減少の傾向を示していることから、2%の減少と設定したものです。入所希望者については入所施設のほか、できる限り地域において必要なサービス基盤を充実させることにより受け止めていくことが重要であると考えております。

3 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (2件)

【市民意見】

・地域移行は患者が退院しても精神科病院の経営が成り立つようにしていかなければ、協議の場への参加が難しいのではないかと。

【市の考え方】

長期入院患者の地域移行についてのご理解を得られるよう、精神科病院に対して丁寧な説明を行ってまいります。

【市民意見】

・地域で当事者が普通に暮らしていけるよう、協議の場を通じて支援の輪が広がっていくとは大切だと思ふ。

【市の考え方】

協議の場を通じて、精神障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援の輪を広げていきたいと考えています。

## 4 地域生活支援拠点等の整備 (8件)

### 【市民意見】

- ・現在数か所の地域生活支援拠点事業所が整備されていますが、実態は基幹相談支援センターとの連携などはありません。
- ・大規模グループホームをつくる際に、ショートステイの併設をすることで、地域生活支援拠点事業所になっています。
- ・地域生活支援拠点事業所として整備されたはずが、「協力事業所」という名前になっているとのことです。こうした事業所の役割も明確にしていきたい。
- ・地域生活支援拠点を整備していても課題は山積しています。名古屋市レベルでの地域生活支援拠点のさらなる整備について、名古屋市自立支援連絡会等で議論していただき、それを広く公表していただくことを望みます。
- ・緊急的な支援が必要なケースの掘り起こし等、地域生活支援拠点を有効に活用していくためには、コーディネーターの配置は必要だと思います。人材配置ができるようにしてください。
- ・地域生活支援拠点の役割の明確化と、もっと圏域単位、市単位などエリア内にショートステイ機能をもつ登録事業所を整備し、特定相談事業等が相互に連携して緊急的な支援に対応できるようすることが必要だと思います。
- ・地域に偏りがないような整備と、緊急ショートとしての機能整備を確保することを明記してください。
- ・8カ所を整備すれば網羅されるのだろうか。設置数の基準は何か明らかにすべきだ。

### 【市の考え方】

第4期計画から成果目標の一つとして整備を進めてきたところですが、ご指摘のとおり、地域生活支援拠点事業所が、基幹相談支援センターをはじめとする関係機関との連携を含め、十分な機能を果たせていない現状があります。

このような現状に鑑み、本市としましては、国が想定する地域生活支援拠点等に求められる基本的な5つの機能を踏まえ、第5期計画において、特に緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、地域の体制づくり（連携）の強化を図ることとしております。

具体的には、緊急時受入れと体験実施にかかる拠点事業所への補助金や、地域連携コーディネーターにかかる基幹相談支援センターへの委託料による支援策を予定しています。また、拠点事業所について、上記の機能を適切に担いやる事業者を選定するため、事前審査による選定方策を検討しております。

なお、次年度以降、新たな機能を具備していただけない現行の拠点事業所については、「拠点連携事業所」として、現行拠点事業所並みの役割を持った協力機関の位置づけとする予定です。

当面の展開の仕方としては、第5期計画期間中に、4区の自立支援連絡協議会で構成する「ブロック単位」にできるだけ偏在を避けながら計8か所を整備していくことを予定しております。

障害者等の様々なニーズに応えるため、面的な整備により、既存の地域資源との連携強化も同時に図っていく必要があると考えております。

以上のような実施内容については、名古屋市自立支援連絡会等にも情報提供し、ご意見をいただきながら検討を進めているところです。この地域生活支援拠点等の整備を適切に進めることにより、障害者等の地域生活の充実に努めてまいります。

5 ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこうとう けん  
福祉施設から一般就労への移行等 (1件)

しみんいけん  
【市民意見】

いっばんきぎょうとう しゅうろういこうしゃすう およびしゅうろうていちゃくしえん ていちゃくりつ もくひょう  
・一般企業等への就労移行者数及び就労定着支援による定着率を目標とするには、  
なごやし しゅうろうていちゃくしえんじぎょう ほじょきんせいど ひじょう ゆうこう せきく ほじょきんせいど  
名古屋市の就労定着支援事業(補助金制度)は非常に有効な施策であるため、補助金制度  
けいぞく かつせいか あらた ほじょきん けんとう ねんどちゅうと りようしゃ あつ  
の継続や活性化するための新たな補助金を検討してほしい。また、年度途中で利用者を集め  
ることが非常に困難であるため、就労継続支援(B型)事業から就労移行支援事業へ移行な  
どステップアップできたことで報酬が得られるような仕組みが本来の姿であり、経営的に  
あんてい なごやしどくじ ほじょきん けんとう  
安定するような名古屋市独自の補助金を検討してほしい。

し かんが かつ  
【市の考え方】

くに せいど しゅうろうていちゃくしえんじぎょう へいせい ねん がつ かいし なごやし  
国の制度として就労定着支援事業が平成30年4月より開始されます。名古屋市といたしま  
しては、事業の実施状況の把握に努めてまいりたいと考えております。「一般企業などへ  
しゅうろういこう かず およ しゅうろうていちゃくしえん しえんかいし ねんご しよくぼていちゃくりつ せいかもくひょう  
就労移行する数」及び「就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率」の成果目標  
たっせい む じぎょうしょ りようしゃ ふく げんぼ じょうきょう ちゅうし ひつよう せきく けんとう  
の達成に向け、事業所をはじめ、利用者も含めた現場の状況を注視し、必要な施策を検討し  
てまいりたいと考えております。

【市民意見】

- ・児童発達支援センター「通園型」と再確認したことの意義は大きい。
- ・2歳児以上の希望する子どもの入園できる体制が明示されたことは重要である。
- ・児童発達支援センターの安定的運営を維持するための具体的な方策が明記されておらず、人件費補助や児童発達支援センターの新設についてどのように考えているのか。
- ・児童発達支援センターを中核として位置付けるために必要な人員配置や児童発達支援センターの整備を計画に盛り込むべきである。
- ・児童発達支援センターの利用を希望するニーズに応えるため、地域療育センター・児童発達支援センターの機能の充実を計画に盛り込んでほしい。
- ・「第1期名古屋市障害児福祉計画」の中に、「地域療育センター」の現状の役割と今後の課題を明記してほしい。計画の中に地域療育センターの機能や役割が記載されるべきであり、保育所等訪問、重症心身障害児の支援、医療的ケア児支援の関係者協議の場など計画に記載されている事項には地域療育センターにおける先行事例があり、地域療育センターと協働・連携して進めるべき課題である。
- ・名古屋市として療育体系をどのように展開していくのか方向性を述べるべきではないか。
- ・児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制の維持は重要な視点である。
- ・名古屋市は地域療育センターの民間委託を進める方針だと思われるが、通園部分への運営費補助金で子どもの出席率を88%に固定して、これに至らない場合は補助金を削減される現状で民間委託を進めても運営が成り立たないと考える。療育の必要な子どもは増えており、0歳児からの受け入れ、地域療育センターの増加、安定的運営の保障について名古屋市の運営方針を明らかにしてほしい。
- ・地域療育センターの診療所は予約が3か月先になるような現状であるが、計画にこのような診療部門の課題が記載されていない。地域療育センターの実態を把握し、増設する方向を検討してほしい。
- ・児童発達支援センターについては、国の方針の市町村1か所は名古屋市においては各区1か所と読むべきであり、現在の10か所を継続するだけでは目標として不十分である。
- ・定員を超えて受け入れる努力を続けても2歳児で利用できない子どもがいる現状を考えると、地域療育センター・児童発達支援センターは10か所継続設置ではなく設置数を見直していくべきである。
- ・地域療育センター・児童発達支援センターを1区1か所配置してほしい。
- ・ニーズの増に対しては定員超過ではなく新たな施設整備で対応してほしい。
- ・待機児の受け入れについて、定員超過以外に保育所で行っているような施設を増やす対応をすべきである。
- ・地域療育センターが不足しており、学齢児は機能訓練、発達相談などの事業が利用できない。
- ・緑区における療育支援、療育相談、障害児相談の体制が不足しており、計画的拡充が必要である。

- ・児童発達支援センターの待機児が出ている中で、児童発達支援センターについては現状維持でなく拡充が必要である。
- ・2歳以上とは年齢なのか学年年齢なのか整理が必要であるとともに、本来の0歳から入園可能という考えも明記すべきである。
- ・地域療育センターでは0歳児から支援してほしい。
- ・児童発達支援センターを中核とした支援体制を維持するためには、定員増に対する職員配置をすることが必要である。
- ・児童発達支援センターの定員超過に対する人件費補助が必要である。
- ・「安定的な運営」が掲げられているが、現在の補助制度が安定的運営とは程遠い制度である。安定的な運営が名古屋市の財政ではなく児童発達支援センターの運営を指すのであれば、現在の補助体系を早急に改めてほしい。
- ・「児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制を維持します」とあるが、現状の補助体制は、安定的運営をもたらさない。「子どもが定期的・継続的に通園する通園型施設」と位置付けている児童発達支援センターであるのに、保育園や幼稚園と同等の補助体制でなく、国の日割り制度を導入し出席率に基づく補助体制を導入されたことは矛盾である。障害の重い子どもは欠席が多くなるが、家庭訪問等の家族支援によって成長に導いており、虐待予防にも役割を果たしていると考える。地域療育センター・児童発達支援センターが、安定的運営ができるように、必要な補助体制に改善してほしい。
- ・児童発達支援センターの欠席減算措置に不公平感がある。
- ・障害のある子の施設のみ補助金が出席率に左右されるのは障害者基本法の理念に反すると感じる。
- ・児童発達支援センターの安定的な運営のためには、現在の補助体系を早急に改めてほしい。
- ・現在のような出席率で補助金が変わる制度では児童発達支援センターの安定的な施設運営はできない。
- ・安定的な運営に必要な補助体制の維持だけでなく、保育、療育の質の更なる向上、人材確保に取り組んでほしい。
- ・計画の目標と地域療育センター民営化の方針に矛盾を感じる。
- ・保育所等訪問支援を円滑に実施するためには児童発達支援センター全体の役割が安定して行える仕組みを作る必要がある。
- ・保育所等訪問支援の数値目標を示してほしい。
- ・保育所等訪問支援を実施するためには、児童発達支援センターの経験豊かな職員を確保するための人件費財源の保障が必須である。
- ・保育所等訪問を実施するためには児童発達支援センターへの専任職員の複数配置が必須である。
- ・保育所等訪問支援については、事業内容の整理とともに、人的な配置の財源的な保障についての方向を明確にし、実施可能な制度として設計してほしい。
- ・重心児受入施設の目標は国の目標どおりではなく名古屋市の人口規模に見合った目標を

せってい  
設定すべきである。

- ・乳幼児の重心児が児童発達支援センターではなく児童発達支援事業所に通う計画になっているのはなぜか。
- ・重心児の受け入れを児童発達支援事業所で進めるのではなく、児童発達支援センターで必要な枠をつくるべきである。
- ・重心児を受け入れる施設について、国指針の市町村1か所ではなく、名古屋市においては各区に1か所を目指すべきである。
- ・重心児は低年齢からの丁寧な発達支援、医療、リハビリ等が必要な状況にあるが、地域療育センターの入園枠の不足により入園できない子が多く存在しており、児童発達支援事業所の1か所以上という目標では不十分である。
- ・主に重心児を受け入れられる事業所の定義を教えてください。

- ・医療的ケア児支援の関係者機関協議の場が設置されるのは、意義がある。
- ・医療的ケア児支援については既存事業の明確化、役割分担が課題である。
- ・医療的ケア児支援については、医療、教育、母子保健、保育所・幼稚園、子育て支援等すべての関係機関を招集する必要がある。
- ・医療的ケアの研修は開設時だけでなく、開設後についても充実・強化が必要である。
- ・医療的ケア児支援のためには、庁内に限らず、当事者と家族、障害福祉サービス事業者等の支援者を巻き込んだ協議の場が不可欠である。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は必要であるが、すでに利用している現場の支援や医療的ケアを必要とする子どもの利用できる場の拡充の方が急務ではないか。

## 【市の考え方】

・近年の発達障害の認知の高まりなどを背景に、子ども発達支援施策のニーズが増えてきており、地域療育センターにおける初診待機期間の長期化や児童発達支援センターの利用希望者の増加等の課題を解決していく必要があるものと認識しております。これらの課題については、障害のある子どもない子ども一体的に施策を進めていくという観点を持ちながら、今後の子ども発達支援体制のあり方について検討していきたいと考えております。

・本市では、公民が同じ水準で運営できるよう、民間の児童発達支援センターに対して人件費補助を実施しておりますが、平成27年度から、一人でも多くの児童が児童発達支援センターに通うことができるようにすることを目的として制度を変更いたしました。この制度変更により、各児童発達支援センターが定員を超えた受入を行うことによって少しでも児童発達支援センターの利用を希望する子どもが通えるようにすることを想定したのですが、今後については、制度変更後の実績について検証を進めていきたいと考えています。



・「障害児福祉計画」は、児童福祉法の規定に基づき障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における種類ごとの必要な見込量を定める計画であり、地域療育センターの民間移管については当該計画になじまないものと考えています。

・保育所等訪問支援は、平成24年度に制度化されたサービスですが、現時点では指定事業所も少なく実施方法も統一されていないことから、効果的な実施方法を検討する必要があるものと考えています。今後、保育所等訪問支援を必要とするすべての子どもが利用できるよう、同趣旨の事業との役割整理を行うとともにニーズに対応した実施体制の整備に努めてまいります。

・重症心身障害児を受け入れる事業所では、嘱託医や看護師の配置が必要となるなど人員配置基準や利用定員などの指定基準が異なるとともに、医療的ケアについての知識・ノウハウも必要となります。今後、重症心身障害児の児童発達支援及び放課後等デイサービスに対するニーズの把握に努めたうえで、児童発達支援センターも含めた供給体制の確保量や医療的ケアに関する研修について検討を行い、ニーズに対応した実施体制の整備に努めてまいります。

・医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場については、まずは庁内の関係部署が定期的に情報共有及び意見交換するなど、連携体制の構築から始めていくことが大切であるとされており、将来的には障害福祉サービス事業者や医療関係者などの支援者や当事者も交えながら連携体制を徐々に広げていきたいと考えています。

7 ちいきせいかつしえん じゅうじつ けん  
地域生活支援の充実 (0件)

---

しみんいけん  
【市民意見】

・なし

だい しょう かつどうしひょうとう  
第3章 活動指標等 (127件)

1 そろん けん  
総論 (10件)

しみんいけん  
【市民意見】

- げんじょう じっせき てきせい  
・現状の実績が適正ではないという認識を持ってほしい。

し かんが かつ  
【市の考え方】

かつどうしひょうとう げん りょう かつがた にんずう じかんすうとう げんじょう じっせき けいさい  
活動指標等では、現に利用されている方々の人数や時間数等を現状の実績として掲載して  
おります。ご意見をいただいた認識を踏まえて、障害のある方が自立した日常生活又は社会  
生活を営むことができるよう、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保  
ほうさく さだ ていきょうたいせい せいび ほか まい  
方策を定め、提供体制の整備を図って参ります。

しみんいけん  
【市民意見】

- じゅきゆうしゃしょう りょう げんじょう だかい  
・受給者証があっても利用できない現状を打開してほしい。

し かんが かつ  
【市の考え方】

しょうがいふくし とう しきゅうけつていしゃ かつ じゅきゆうしゃしょう こうふ  
障害福祉サービス等では、支給決定者の方に受給者証を交付しております。ヘルパーの  
確保ができないため、受給者証をお持ちの方でも実際にサービスが利用できない現状があ  
ることは把握しており、引き続き人材確保の方策に取り組んで参ります。

しみんいけん  
【市民意見】

- じっせき ざいたくしょうがいしゃ しえん けんとう てちょうほじしゃ  
・すべてが実績ベースになっているが、在宅障害者への支援も検討してほしい。手帳保持者か  
ら割り出しできないか？

し かんが かつ  
【市の考え方】

しえん ひつよう かつ たい りょう てちょうしょじしゃ かつ しょうがいふくし  
支援が必要な方に対してサービス利用につながるように、手帳所持者の方には障害福祉  
せいど せいど ひ つづ ていねい あんない つと まい  
制度について、引き続き丁寧なご案内に努めて参ります。

しみんいけん  
【市民意見】

- ・事故や病気で、途中から障害者になった場合の受け入れ先が殆どない。

し かんが かつ  
【市の考え方】

障害福祉サービス等は、事故や病気で障害者になられた方についても、その状況に応じて、ヘルパーなどの訪問系サービス、生活介護などの日中活動系サービス、グループホームなどの居住系サービス等をご利用いただけます。引き続き、障害のある方が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めて参ります。

また社会福祉事務所、保健センター等の窓口において、障害者等の施策全般にわたる相談に応じておりますとともに、身近な相談窓口として、障害者基幹相談支援センターを各区に設置しておりますので、各種相談にご利用ください。

しみんいけん  
【市民意見】

- ・生活介護事業所を利用できる時間が短いため、親の送迎の負担も増え、本人は余暇を楽しむこともできず、貧しい青年期を過ごしています。ヘルパー利用や地域活動支援やショートステイ利用も希望するようにはできていません。自身の老後不安もあり、5年以内にはグループホームに入れるよう希望したいですが、全く望めない現状です。受け皿がないから相談事業者に持ちかけても解決の糸口には繋がりません。明るい見通しがつくような福祉サービスの実施をお願いします。

し かんが かつ  
【市の考え方】

法に基づく各種障害福祉サービスを安定的に受給していただくためには、事業所が必要な提供体制と提供時間を安定的に確保できることが重要です。そのためには、第一に国においてその基礎となる報酬等が適切に設定される必要があると考えております。

本市としましては、利用者に明るい見通しを持っていただき、必要な方に必要なサービスの提供が行えるよう、国に対して要望を行いながら、本計画に沿ったサービス量の確保に努めてまいります。

しみんいけん  
【市民意見】

- ・社会参加としての日中活動（生活介護・就労B型・地活等）の月の利用日数を制限しないでほしい。

し かんが かつ  
【市の考え方】

日中活動系サービスにおいては、ご本人の心身の状態が不安定である、介護者が不在等により特に支援が必要であると判断される場合は、原則の日数（当該月の日数－8日）を超えて支給決定を行っていません。

### 【市民意見】

・支給決定が「－8／月」の制度の中で、個別の状況に合わせて月22～23日以上  
の支給決定が認められていた方が、この間、更新の際に、利用日数が減ってしまったという方もあった。社会参加と自立支援の上で、課題となっている。

### 【市の考え方】

サービス利用の更新の際には、更新前のサービス等利用計画や利用実績を踏まえ、ご本人の心身の状態や介護者の状況等により、特に支援が必要であると判断される場合は、引き続き原則の日数（当該月の日数－8日）を超えた支給決定を行っております。

### 【市民意見】

・障害のある方の自立・社会参加の状況は、地域環境においてまだまだ選択肢が少ない状況がある中で、サービス利用計画案を基に一人一人に合わせた必要な障害福祉サービスの支給決定をしてほしい。

### 【市の考え方】

サービス等利用計画案をもとに本人等へ聞き取りを行いながらサービスの必要性を判断したうえで支給決定を行っております。居宅介護、重度訪問介護につきまして、真に必要な状況である場合には、支給決定基準を超えて必要な支給量を決定しています。また、日中活動系サービスにおいては、ご本人の心身の状態が不安定である、介護者が不在等により特に支援が必要であると判断される場合は、原則の日数（当該月の日数－8日）を超えて支給決定を行っております。

### 【市民意見】

・65歳を迎えた障害のある人の安心できる継続的なサービスの確保。

### 【市の考え方】

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係につきましては、障害者総合支援法の規定により、必要とする障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先することとなっております。介護保険サービスに相当するものがない場合や介護保険サービスのみによって必要な支給量が確保できない場合などに、障害福祉サービスに係る支給決定を行う場合もあります。介護保険の適用となられる方が安心して手続きができるよう、丁寧な対応に努めて参ります。

## 【市民意見】

ヘルパーサービス等利用する障害当事者は、65歳を迎えると介護保険の適応となり、従前の福祉サービスと同様の量のサービスなのに、利用料自己負担1割が新たに生じ、困難さを感じられています。また、要支援1 or 要支援2が決定された時にはヘルパーサービス量が激減してしまう状況あり。

## 【市の考え方】

障害福祉サービスを利用されてきた方が介護保険に移行したことにより利用者負担が増加することについては、障害者総合支援法の改正が行われ平成30年度より、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）する制度が始まります。

### <主な対象者要件>

- ① 65歳に達する日前5年間引き続き介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていた者。
  - ② 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上の者。
  - ③ 65歳に達する日の前日の属する年度について非課税等である者等
- 来年度以降、該当する方への周知を図って参ります。

また、要支援の方が受けられる介護予防サービスや介護予防・日常生活支援事業につきましては、月を単位として定額で算定されるため、支給量の不足を理由とした障害福祉サービスの支給決定は行うことはできません。ただし、行動援護など介護予防サービスでは提供されない障害福祉サービス固有の支援内容に関するものについては支給決定を行うことができます。

( 1 ) ほうもんけい けん  
( 1 ) 訪 問 系 サ ー ビ ス ( 1 9 件 )

しみんいけん  
【 市 民 意 見 】

- ・ 事業所に登録されているヘルパーの層の薄さを実感せざるを得ないことがあり、どこの事業所と契約しても、ヘルパー数が絶対的に足りていないような印象を強く持っています。大切なのは事業所数の増加ではなく、事業所そのものの担い手の充実なのではないでしょうか。ヘルパーの年齢層がだんだん高くなってきているように思え、若手のヘルパーには、数年、お目にかかったことがありません。若いヘルパーは体力を見込まれて、身体介護が必要な方の担当をされるのかもしれませんが、長年障害福祉サービスを受けている側としては、不安が払拭できない状態です。
- ・ 行動援護以外は1事業所当たりの時間数が1割以上減っているが、これは小規模化が進んでいることを証明している。ヘルパーの退職に伴い、契約の終了を迫られる利用者が数多くいるので、安定的な経営ができるように、人材確保の課題について力を注いでほしい。
- ・ 行動援護の事業所の数・利用時間が増えていかないが、その理由はどこにあるのか。重度の知的障害者への支援に対する理解が十分ではなく、事務作業が負担になっている。行動援護従事者研修の受講義務が足かせになっているのではないのか。何らかの策を講じ、重度の知的障害者も同じように支援が受けられるような環境を作してほしい。
- ・ 訪問系サービスについて、延利用時間の伸びに対して、利用者数の伸びが少ない。一人がたくさん使えるが十分に広がっていない現状がある。見込量に対して実績が追いつくように、人材確保ができるように、事業所の安定運営ができるように何らかの方策を検討してほしい。
- ・ 「地域移行者数は目標を大きく下回っている」という原因として「地域におけるサービス提供基盤が十分でない」ともされており、グループホーム同様に訪問系サービスの充実にも力を注いでほしい。
- ・ ヘルパーや職員の不足が深刻である。職員不足から定員を削減して対応するところもあるようだが、苦渋の決断であると察する。
- ・ 緑区に移動支援・行動援護・同行援護のヘルパーが不足している。
- ・ 交通の不便な緑区における移動に関わる課題をより困難にさせている。ヘルパーが見つからない状況がある。
- ・ ヘルパー確保・定着・専門性の向上が難しい状態が続いている。
- ・ ヘルパー確保ができ、定着し、専門性を向上できるような事業運営体制ができるような、抜本的な制度の改善が必要である。
- ・ 居宅支援のヘルパーが少なく、確保できない(特に朝・夕・夜間)。
- ・ 重心、重度の障害、行動障害、精神障害の専門性のあるヘルパーが少ない。

## 【市の考え方】

人材不足によってサービス提供ができなくなり、障害のある方々にとって、必要な時に必要な支援が受けられなくなることから、深刻な問題であると認識いたしております。

これまでの人材確保に関する方策につきましては、報酬面では福祉介護職員処遇改善加算が平成27年度及び29年度において新たな加算区分が設けられましたが、適正な報酬単価とするよう国に要望してまいりました。

また、啓発面では平成27年度に障害福祉現場のイメージアップを図ることを目的とした冊子「Smile Story」を作成し、福祉系の大学や専門学校に配布するとともに、事業者等にも活用の協力をお願いしているところです。また、広く一般市民を対象に、障害福祉の現場に興味をもっていただくきっかけ作りや人材の掘り起こしを目的として、ハローワークと共催で「障害福祉の仕事フェア2017」と題した講演会及び障害福祉事業所展を開催しました。第5期計画期間におきましても同様に取り組むとともに、さらなる人材確保のために高年齢者の能力の活用や潜在的有資格者の掘り起こしのために、就労関係機関と連携してまいります。また、確保方策に記載いたしました。また、高校生等の若い世代にも障害福祉現場を知ってもらうためにイメージアップ冊子を活用してまいりたいとも考えております。

本市では、居宅介護事業所等の従業者が行動援護従業者養成研修等の研修受講や資格取得支援に対し、経費の一部を助成する「福祉人材育成支援助成事業」を実施しております。また、居宅介護等事業所等で従事している方等を対象にして、障害のある方の特性等を理解していただくためのホームヘルパー現任研修も実施しており、それぞれの事業や研修において、スキルアップに努めているところです。

引き続き、啓発や研修等を実施しながら、効果的な人材確保や人材育成に努めてまいりたいと考えております。



しみんいけん  
【市民意見】

・事業者参入を促進するとしているが、ヘルパー・職員不足に対応するものではない。必要なのは報酬の大幅引き上げであり、国ができなければ市で補助額や移動支援報酬の引き上げ、中小事業者への補助が必要である。この部分が崩れれば、障害者の地域生活は崩壊する。

し かんが かた  
【市の考え方】

移動支援の単価につきましては、利用実績が多い短時間の利用において安定的に利用できるようにするため、平成28年度に報酬単価改定を行いました。

また、移動支援の場合、通学や通所で目的地が遠方である場合には、ヘルパーがサービス提供後に通常の営業地域に戻るための報酬が全く算定されないこととなり、近距離での移動支援と比べ、事業者の負担が大きく、このため、遠方の片道支援では、通常よりもサービス提供を担うヘルパーの確保が困難な状況が生じております。こうした遠方の片道支援にかかるヘルパー報酬の一定の評価として、長時間の片道支援加算の新設を平成30年度の報酬改定において実施する予定でございます。

しみんいけん  
【市民意見】

・ヘルパーが利用できないため、土日に利用できる地域活動支援事業も利用したくても利用できない。

し かんが かた  
【市の考え方】

ヘルパー不足により、利用の制限されることのないよう、ヘルパー確保のための取組に引き続き取り組んで参ります。

(2) 日中活動系サービス (19件)

■生活介護 (1件)

【市民意見】

支援学校高等部まで訪問教育を受けていた医療的ケアが必要な重症心身障害者が、卒業後の家族以外の人たちとふれあう場がなくならないように、職員や看護職員による訪問活動を報酬(または市独自補助金)対象となるよう、成人の事業所においても居宅訪問型児童発達支援と同様の整備を望みます。

【市の考え方】

現行の生活介護には同様な居宅訪問型の支援がありませんので、ニーズ等を踏まえながら、必要に応じて国に要望していくことも検討してまいります。

■自立訓練 (0件)

【市民意見】

・なし

■就労移行支援 (0件)

【市民意見】

・なし

■就労継続支援 (0件)

【市民意見】

・なし

■就労定着支援 (0件)

【市民意見】

・なし

■療養介護 (0件)

【市民意見】

・なし

## ■短期入所（18件）

### 【市民意見】

- ・短期入所も現状足りていない、利用したくてもできていない。支援区分の高い人の受け入れ先が限られている現実。
- ・第4期計画の実績では、見込み量に対して実績が上回る状況になっています。障がい重度化・高齢化に対応するためには、ショートステイ事業の拡充は不可欠です。
- ・ショートステイ事業所ができつつあるが、支給決定を受けながら、まだ利用できていない仲間たちが数多くいる。さらなる整備をお願いしたい。
- ・多くできてきたものの、重症心身障害児者の利用できるショートステイ事業所の数はまだ少ない。
- ・障がいの重い人たちが利用している単独型のショートステイの運営は、非常に厳しいものになっている。手厚い支援ができる体制が確保できるようにしてほしい。
- ・地域差があるのではないかと身近な地域で利用できるショートステイができてほしい。
- ・緊急短期入所（ショートステイ）空床確保事業を、名古屋市の南部にも設置が必要。
- ・身近な地域にショートステイが確保され、つながりを作りながら、緊急時にも利用できるようにしてほしい。
- ・入所施設及び単独ショートステイ事業所において、緊急ショートを実施するには、障害の重い人、強度行動障害等の支援の相当の職員体制及び専門性の確保が必要。
- ・《事例①》Aさん、20代後半、愛護1度・自閉症、母と2人暮らし。ADL全体に介護が必要。母は手術が必要な病気を持っているが、Aさんの援助でそれができない。地域でのショートステイを利用しているが、緊急な場合は空いていないので利用できない。（母の緊急入院があり、よつ葉の家を利用）
- ・《事例②》Bさん、愛護3度、区分5、B型作業所利用、精神科通院、両親と3人暮らし。本人と父の衝突があり区役所が危機介入。分離するため緊急でショートステイの必要性あり。市内近隣のショートは開いていない状況があった。作業所の通所、精神科通院のこともあり、地域の身近なショートステイが必要。
- ・現在、緊急短期入所は、西区（よつ葉の家）、名東区（ひまわりの風・杜の家）の2か所で、いずれも緑区からは遠いところにある。緊急時の送迎についても課題となっている。
- ・家族の入院など緊急時の本人への支援が、ショートステイ以外に選択肢がない。例えば、ショートステイを利用するのが難しい場合、在宅支援（支援者が出向く）の体制（24時間の緊急支援）があると安心できる。
- ・地域のショートステイは2、3か月先まで予約がいっぱいで、新規の利用ができにくい状況があり、事業所に断られてしまう。
- ・強度行動障害のある方や重度の障害のある人の利用が困難となっており、家族が介護で疲弊してしまう状況がある。
- ・入所施設及び単独ショートステイの事業所の受け入れ体制が非常に不十分。
- ・精神障害のある方のショートステイが名古屋市の南部にない。
- ・ショートステイは、事業として地域のニーズに応えながら、とても頑張っている。しかし、

⑦受け入れのための絶対数がニーズに比して足りていない、⑧職員体制が不十分、⑨行動障害等の高度な専門性が必要だが、対応できる職員が限られており、非正規職員の増加で専門性の確保が不十分など、課題は大きい。

### 【市の考え方】

第4期計画の実績が見込み量を上回る状況で推移しており、こうしたニーズの高さを踏まえ、引き続き短期入所事業所の整備を促進する必要があると考えております。

第5期計画においては、地域生活支援拠点事業所の整備、新規施設整備に併せた短期入所事業所の開設、入所施設における空床の有効活用などの方策により、受入れ枠の確保に努めてまいります。併せて、既存の重症心身障害児者短期入所事業補助制度や緊急短期入所空床確保事業を活用することにより、受入事業所の体制の充実を図り、重度の障害のある方や強度行動障害のある方を含む利用のニーズに適切に応えられるよう努めてまいります。

また、確保方策の一つである地域生活支援拠点事業所は、グループホームに短期入所を併設した施設で、受入れ枠の増とともに緊急時の受入れ・対応等の機能を担うことを想定しております。基幹相談支援センターとの緊密な連携のもと、できるだけ身近な地域において障害者等の生活を支援する事業所として整備されるものであることから、今後の整備の進捗により、緊急短期入所の受け皿の地域的なバランス面にも一定効果があるものと考えております。

(3) 居住系サービス (13件)

■ 自立生活援助 (0件)

【市民意見】

・なし

■ 共同生活援助 (グループホーム) (12件)

【市民意見】

- ・グループホームが少ない。アウトリーチ AKT を充実してほしい。
- ・グループホームも利用したくても足りない。
- ・人材確保が厳しく、手厚い職員配置と専門的なスキルが必要な障がい者の重い人たちのグループホームでは日々の運営をしていくことも危機的な状況におかれています。今後もどんな障がいがあっても誰もが 365日地域であたりまえに生活するためには従事する職員の確保が不可欠です。名古屋市グループホーム運営費補助金の拡充を望みます。
- ・精神障害のある方の住まい、グループホームを増やしていく必要がある。中間利用として生活する力を付けるためのグループホームやショートステイがあれば、住まいを選択できる範囲も広がる。
- ・精神障がいのある方で支援が必要な時は、入院するか、自宅で家族が見るしかない状態。病状の変動・悪化やストレスへの脆弱性から、支援にはすばやい対応性と柔軟性が求められる。
- ・精神障がいの方のためのグループホームや、家族と距離を置くため、家族・本人お互いのレスパイトとしてショートステイが必要だが、緑区では精神障害対象のグループホームもショートステイも受け入れが難しい状況。緑区は精神科病床を有する医療機関がなく、精神障がいの方が利用できる福祉サービスも少ない。また、グループホームの開設には多額の費用がかかるとともに基準が厳しく、専門知識を有する職員の確保が難しい。
- ・精神障害を抱える方は障害の見えづらさがあり、就労が難しく収入も不安定である。また、社会的偏見も強くアパートなどの住宅を借りづらい現状がある。専門職の意見としては、将来の準備のため、グループホームや一人暮らしの体験利用・生活訓練ができる施設が必要と考える。
- ・住み慣れた地域 (緑区及び名古屋南部) でのグループホームの不足の現状。
- ・緑区にはグループホームがとても少ない状況がある。
- ・グループホームの職員の確保が難しい現状がある。
- ・重度の障害や行動障害がある方、精神障害のある方が施設や病院ではなく、グループホームも一つの選択肢として選べるように。
- ・グループホームの体験利用やショートステイとしての受け入れ環境づくりが難しい。

## 【市の考え方】

障害のある方の地域生活における最も重要な居住の場の一つとして、グループホームの設置促進をさらに図っていく必要があると考えています。職員の確保や安定的な運営の観点からは、グループホームに係る報酬について、適切な報酬単価等とするよう国に対して要望しており、今後も引き続き充実されるよう必要に応じて要望してまいります。また、本市独自の運営費等補助制度については、現行の水準を維持し、支援体制の充実と利用者処遇の向上のために積極的にご活用いただきたいと考えております。

また、体験利用や緊急短期入所の受け皿としての機能も持ち合わせた地域生活支援拠点事業所の整備を進めることも有効な確保方策の一つと考えております。障害者等をできる限り地域で支えられる基盤を整備することにより、障害者等のニーズに応えられるよう努めてまいります。

なお、地域的なアンバランスについては、地域環境が異なる点を踏まえるとある程度やむを得ない面もあると考えられますが、ご意見も参考にしながら、まずは市域全体としてのサービス必要量の確保に努めてまいります。

## ■施設入所支援（1件）

## 【市民意見】

・（障害の重いひとたちのくらしの場についての意見）入所施設を希望する人はたくさんいますので、5期においても小規模な入所施設は増やすべきと考えます。困難であればグループホームや地域生活支援拠点を安心してらせる設備をもった施設となるよう、数量の目標とともに、質の保障を強くのぞみます。

## 【市の考え方】

介護者の親の高齢化や親亡き後に対応し、障害者等をできる限り地域で支えられる基盤整備の推進が重要であるとと考えております。地域生活支援拠点等については、緊急時受入れにかかる補助金や地域連携のコーディネートにかかる委託料による支援策等を設けることで、機能面の強化に努めてまいります。

(4) 計画相談支援・地域相談支援 (11件)

【市民意見】

・計画相談支援、地域相談支援でろう者に配慮していない相談員が多すぎる。

【市の考え方】

事業者が利用者の相談等に従事する際に、障害の特性に応じた合理的配慮を行うことについては、これまでも実地指導等において周知してきたところですが、引き続きそういった場において指導して参ります。

【市民意見】

- ・市独自の相談支援補助金の対象事業所を拡大してほしい。地域の指定相談事業所の相談体制を確保していく必要がある(緑区は補助金対象の相談事業所が2件だけ)。
- ・名古屋市は現在、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等に対して、相談支援事業所等補助金を出していただいています。しかし、緑区では11事業所のうち2か所しかこの制度の対象になっていません。緑区の場合は、名古屋市全体の状況と比べ大きな違いがあるというところをご理解いただきたいと思います。
- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等に対して出している補助金を相談支援事業所全体に拡大していくことで、人材確保につながり、相談支援事業の継続につながるのではないかと考えます。また、丁寧な支援につながり相談支援の質の向上につながっていくと考えます。
- ・利用者様にとっての平等性という点におきましても、給付費だけで支援をしている事業所と給付費と補助金で支援をしている事業所ではお一人にかかる支援費や時間に差が出てきます。支援の平等性という点からしましても、ご検討を頂きたいと思えます。

【市の考え方】

相談支援事業の適切な事業運営は、本来国の責任において対応されるべきものです。国においては相談支援の質の向上に着目した報酬の改定も予定されているところです。そうした中、本市では他都市に類を見ない相談支援事業補助金を設け、可能な限り事業者を支援することで計画相談等の着実な推進を図ってきております。補助金の性格上、対象法人を拡大することには相当慎重な検討を要し、困難であると考えております。

しみんいけん  
【市民意見】

- けいかくそうだん そうだんいん ふそく とく じどう  
・ 計画相談の相談員が不足している、特に児童。  
きたく じけん おや しょう こ さつがい そうだん きのおう げんじつ い さき  
北区の事件(親が障がいのある子どもを殺害)、相談が機能していない現実(行き先がない)、  
お 追いつめられてしまう家族に恐怖を覚える。

し かんが かた  
【市の考え方】

じけん おも ちてきしょうがい かた かていない お ほんとう いた まじけん じゅうぜん そうだん  
事件は重い知的障害のある方がいる家庭内で起きた本当に痛ましい事件で、従前から相談  
しえん じぎょうしょう しえん おこな き およ  
支援事業所等が支援を行ってきたと聞き及んでおりますが、ご家族の負担を和らげるような  
しえん いっそうひつよう かんが こんご しじりつしえんれんらくかい ほんじれい  
支援が一層必要であったのではないかと考えており、今後、市自立支援連絡会において本事例  
じょうほうきょうゆう おこな しえん あ かた ゆうこう ほうさく けんとう まい  
の情報共有を行いながら、支援の在り方や有効な方策について検討して参ります。  
してき しょうがいじそうだんしえん ひつよう きょうきゅうりょう かくほ  
ご指摘いただきました障害児相談支援につきましても必要なサービス供給量を確保する  
ための配置を進める方策について検討して参ります。

しみんいけん  
【市民意見】

- そうだんしえん しょくいん しょうがい にんしき ふじゅうぶん しょうがいしゃ せいかつ ぶんしょうか  
・ 相談支援にあたる職員の障害への認識が不十分すぎるとともに、障害者の生活を文章化する  
ちから できせつ けんしゅう さんか よ けんしゅう しょう じれい  
力がない。適切な研修—参加すれば良しとする研修ではなく、小グループでの事例を  
もと けんしゅう ひつよう くわ けんしゅうさんか じかんきゅうほしょう ひつよう  
基にした研修が必要だ。加えて、研修参加の時間給保障も必要だ。

し かんが かた  
【市の考え方】

そうだんしえん しつ こうじょう ほか しじりつしえんれんらくきょうぎかい じんざいいくせいぶかい せっち  
相談支援の質の向上を図るため、市自立支援連絡協議会に「人材育成部会」を設置し、ま  
ずは、そうだんしえんじぎょうしょ じょげん しどう おこな きかんそうだんしえん けんしゅう じっし  
相談支援事業所の助言、指導を行う基幹相談支援センターの研修プログラムを実施し  
ております。また かくくじりつしえんれんらくきょうぎかい そうだんしえんぶかい しつ こうじょう と く  
各区分自立支援連絡協議会の相談支援部会でも質の向上に取り組んでいると  
ころですので、いただきましたご意見を参考に研修の充実に努めて参ります。



## 【市民意見】

- ・緑区の人口、障害者数、障害福祉サービス支給決定者数に応じた、相談体制を計画的に整備していく必要があります。それは、指定相談事業所のみでなく、基幹相談支援センター、区役所・支所、保健所の障害窓口の体制が不足しています。
  - ・緑区は名古屋市16区の中で人口が一番多い。その規模に応じた相談体制（指定相談事業所、基幹相談センター、区役所・支所・保健所）の計画的な拡充整備が必要となっている。他区と比較すると、人口、障害者数、支給決定者数の増加率が高い。今後も増加が見込まれている。
  - ・来年度の2018年度は緑区の約120件の認定調査を他区（瑞穂・昭和）に依頼する予定。緑区基幹センターだけでは認定調査を担うことが困難となっている。緑区と中川区は大規模区として基幹センターの相談員配置基準が他区と比べて1名多く配置されていますが、支給決定者数や人口を比べると1.5倍～2倍以上の開きがあり、体制が不足している状況がある。
  - ・障害福祉サービス（支給決定者数が毎年約100件増加している。2016年度は1646人）にかかる区役所・支所・保健所の業務も増加し、実施体制が不十分となっている。今後も支給決定者数の増加が見込まれている。
- 総合相談の窓口をはじめ、虐待、家族全体の支援等、支援複雑事例の支援等、区役所、支所、保健所、基幹センターの相談対応の体制は不足しており、計画的に相談体制を整備確保していく必要があります。

## 【市の考え方】

障害者基幹相談支援センターの職員配置は、区の実情に応じて大規模区（中川区、緑区）で7名、小規模区（東区、中区、熱田区）で5名、それ以外の11区で6名を基準としております。次回の公募時（平成30年度）の職員配置基準においては、相談件数や業務量の変化等を踏まえ検討していく必要があると考えております。

また、区役所・支所、保健センターにつきましても適切な人員配置に努めて参ります。

### 3 しょうがいじえんけん (18件)

#### ■ じどうはったつしえんけん (13件)

##### 【しみんいけん】

- ・ ちいきりょういく じどうはったつしえん く しょはいち  
地域療育センター・児童発達支援センターを1区1か所配置してほしい。
- ・ ニーズの増に対しては定員超過ではなく新たな施設整備で対応してほしい。
- ・ ちいきりょういく さいじ じえん  
地域療育センターでは0歳児から支援してほしい。
- ・ じどうはったつしえん みこみりょう さんしゆつ じどうはったつしえん じどうはったつしえんじぎょうしょ わ  
児童発達支援のサービス見込量の算出は児童発達支援センターと児童発達支援事業所を分けて行うべきではないか。
- ・ いりょうがたじどうはったつしえん ていじんわ つづ ていじん いみ かんが  
医療型児童発達支援センターは定員割れが続いており、定員の意味を考えていくべきである。子どもが集まらなくて廃止した児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所があったと聞くが設置場所や内容をしっかり見てほしい。
- ・ じどうはったつしえんじぎょうしょ し ひつよう じぎょうしよすう き し せきん しどう かんたく  
児童発達支援事業所について、市として必要な事業所数を決め、市の責任で指導、監督していくべきである。
- ・ じどうはったつしえん していじぎょうしょ しつ こうじよう こんせつていねい していしどう じつちしどう じぎょうないよう こうひよう  
児童発達支援指定事業所の質の向上は懇切丁寧な指定指導や実地指導、事業内容の公表では不十分で、市として質の向上として具体的にどのようなことを目指すのか整理が必要である。
- ・ ほいくしょ はい じどうはったつしえんじぎょうしょ かよ こ かず はあく  
保育所に入りながら児童発達支援事業所に通っている子どもの数を把握してほしい。
- ・ けいかく もくひよう ちいきりょういく みるえいか ほうしん むじゆん かん  
計画の目標と地域療育センター民営化の方針に矛盾を感じる。
- ・ ちいきりょういく みるかんいかんけいかく みなお  
地域療育センターの民間移管計画を見直してほしい。
- ・ しょうがい こ しせつ ほじょきん しゆつせきりつ さゆう しょうがいしやきほんほう りねん はん  
障害のある子の施設のみ補助金が出席率に左右されるのは障害者基本法の理念に反すると感じる。

##### 【市の考え方】

・ きんねん はったつしょうがい にんち たか はいけい こ はったつしえんしさく ふ  
近年の発達障害の認知の高まりなどを背景に、子ども発達支援施策のニーズが増えてきており、ちいきりょういく しょうんたいききかん ちようきか じどうはったつしえん りようきぼうしや  
地域療育センターにおける初診待機期間の長期化や児童発達支援センターの利用希望者の増加等の課題を解決していく必要があるものと認識しております。これらの課題については、しょうがい こ いったいてき しさく すす  
障害のある子どもも一体的に施策を進めていくという観点を持ちながら、今後の子ども発達支援体制のあり方について検討していきたいと考えております。

・ いりょうがたじどうはったつしえん ていきょうたいせい はあく つと こんご こ はったつ  
医療型児童発達支援の提供体制については、ニーズの把握に努めながら今後の子ども発達支援体制の検討の中で考えてまいります。

・ じどうはったつしえん していじぎょうしょ ねんねんじぎょうしよすう ふ  
児童発達支援指定事業所については、年々事業所数が増えてきておりますので、サービスのりようじようきよう じぎょうしよ せつちじようきようとう こうひよう じぎょうしよ てきせいはいち そくしん  
利用状況や事業所の設置状況等を公表することにより、事業所の適正配置を促進してまいります。

・ ほんし く に さだ もと ねん ど じつちしどう じつし せんもんしよくいん  
本市では、国の定めに基づき3年に1度のペースで実地指導を実施しているほか、専門職員による現況調査を実施しており、毎年必ず事業所の支援内容の確認に努めております。ま

た、事業者の支援の質の向上に資することを目的に、経営者や現場スタッフといった階層ごとに研修を実施しているほか、名古屋市子ども発達支援ウェブサイトにおいて各事業所の事業内容等の情報を公表するなど、さまざまな手法で事業所の質の確保・向上に努めているところです。

・幼稚園や保育所に通いながら子ども発達支援施策を並行して利用している子どもがいる現状を踏まえ、そのニーズや実績、子どもの発達への効果などの把握に努めてまいります。

・「障害児福祉計画」は、児童福祉法の規定に基づき障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における種類ごとの必要な見込量を定める計画であり、地域療育センターの民間移管については当該計画になじまないものと考えています。

#### ■放課後等デイサービス（0件）

##### 【市民意見】

・なし

#### ■保育所等訪問支援（0件）

##### 【市民意見】

・なし

#### ■障害児入所支援（福祉型・医療型）（0件）

##### 【市民意見】

・なし

**【市民意見】**

- ・ 児童が相談できる相談支援事業所を増やしてほしい。
- ・ 第4期計画で障害児相談支援が見込量を下回ったのは、相談支援事業所、相談員の不足によりサービス供給量が増えないことが原因である。
- ・ そよ風の相談支援事業所は専従1名、兼務1名の体制だが、ケースが多く、相談体制が不足しており、緑区の相談事業所においても相談件数が飽和状態になっており、計画相談のニーズに答えきれっていない現状がある。
- ・ 報酬単価の改正で相談支援に標準件数が設けられることにより、今後の利用人数見込から必要な相談支援専門員の数を割り出すことができるようになると思われるので、それを踏まえて今後の相談支援事業所の設置や専門員の増員を検討してほしい。
- ・ 各区で自立支援連絡協議会に子どもの部会を作ることを明記してほしい。

**【市の考え方】**

・ 近年の発達障害の認知の高まりなどを背景に、発達支援を必要とする子どもが増えてきており、障害児通所支援の利用量が年々増加している一方、障害児相談支援を提供する事業所が増えていないことから、障害児相談支援の提供体制の確保が課題であると認識しております。適切な報酬単価を設定するよう引き続き国に要望していくとともに、ニーズに対応できるよう相談支援事業所の配置を進める方策について検討してまいります。

・ 自立支援連絡協議会は、障害者総合支援法に基づいて各区ごとに設置されておりまして、地域の抱える課題や取り組むべき事項、困難事例への対応などを様々な支援機関が集まって協議する場でございますが、部会については各地域の実状に応じて設置されているところで

4 発達障害者等に対する支援 (0件)

■発達障害者支援地域協議会の開催 (0件)

【市民意見】

・なし

■発達障害者支援センターによる相談支援 (0件)

【市民意見】

・なし

■発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言 (0件)

【市民意見】

・なし

■発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関や地域住民への研修、啓発 (0件)

【市民意見】

・なし

5 ちいきせいかつしえんじぎょう (33件) 地域生活支援事業

(1) りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう (3件) 理解促進研修・啓発事業

【市民意見】

・遷延性意識障害や高次脳機能障害という言葉を知らない方が殆どなので、知ってほしい。  
・障害のない市民側に、障害や障害者を受け入れ、包み込む準備が不十分です。病気や障害に対する知識などの啓発がないと互いに居心地が悪いものになります。「知」がないと偏見を生み出しかねません。

【市の考え方】

さまざまな障害特性のことを広く市民の方々に知っていただくことは大変重要であると  
考えております。本市といたしましては、障害者週間等の機会をとらえて各種啓発行事を  
実施するとともに、障害者差別解消に関する市民講演会の開催や、障害のある人を理解し、  
配慮のある接し方をするためのガイドブックを作成するなどして周知・啓発を続けているところ  
ですが、今後も障害や障害者に対する理解の促進に努めてまいりたいと考えています。

(2) じはつてきかつどうしえんじぎょう (0件) 自発的活動支援事業

【市民意見】

・なし

(3) そうだんしえんじぎょう (0件) 相談支援事業

【市民意見】

・なし

(4) せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう (0件) 成年後見制度利用支援事業

【市民意見】

・なし

(5) せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう (0件) 成年後見制度法人後見支援事業

【市民意見】

・なし

(6) 意思疎通支援事業 (7件)

【市民意見】

- 各区役所に手話通訳者を配置してほしい。
- 遠隔手話通訳では読み取るのが難しいので、各区役所に手話通訳者を配置してほしい。
- 手話言語条例をつくってほしい。

【市の考え方】

平成29年度に4区役所(千種区・中村区・南区・名東区)の福祉課にタブレット端末を配備し、テレビ電話機能による遠隔手話通訳をモデル的に実施しています。平成30年度に全区役所・支所に拡大することを検討しています。

また、各区役所には手話通訳者は配置していませんが、聴覚障害者が区役所を訪問する際には、無料で手話通訳者を派遣する事業を実施しています。

本市では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(仮称)」の制定に向けた検討を進めており、手話が言語であることの普及や障害者が利用しやすい意思疎通手段の利用促進を含めた内容で検討を進めています。

【市民意見】

- 意思疎通支援事業の中に、知的障害のある人にわかりやすい行政文書を製作することを入れてください。また、わかりやすい行政文書を作る講習を市行政の中で進めてください。

【市の考え方】

本市においては、障害者差別解消法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市長職員対応要領」を定め、知的障害や発達障害のある方に配慮してやさしい日本語の使用に取り組むこととしており、わかりやすい行政文書の作成がなされるよう周知徹底してまいりたいと考えております。

【市民意見】

- 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は、対象者の限定があり、利用したくても利用できない人がいます。また、これにかかる手続きの煩雑さで利用できない場合もあります。医療関係者への周知が十分ではありません。対象者になり得る方にも制度について知らない方が多くいます。周知をしていただいて、広く利用されるようにしてください。

【市の考え方】

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は、入院中における医療従事者との意思疎通の円滑化を図ることを目的として実施しております。利用者の方に対しては、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいるとともに、引き続き、制度の周知について取り組んでまいります。

（7） 日常生活用具等給付事業（0件）

【市民意見】

・なし

（8） 移動支援事業（5件）

【市民意見】

・精神障害者で通院移動支援の「その他外出」の支給決定をされていても一度も利用できなかったことがあります。ヘルパー不足が理由かもしれませんが、私のように病状によって一人で外出が困難な精神障害者が利用しやすいよう、もっとフレキシブルな制度になるよう検討してください。

【市の考え方】

移動支援は単独で外出することが困難な場合に、ヘルパーが付き添い移動の支援を行うサービスです。外出の内容は「社会生活上必要不可欠な外出」と「その他の外出」に分けておりますが、契約方法に差異はなく、決定された時間内であれば利用をしていただくことが可能です。ご意見のとおり、ヘルパーの人材不足で利用できない現状があることは把握しており、人材確保が大きな課題となっていると認識しております。

これまでの人材確保に関する方策につきましては、報酬面では福祉介護職員処遇改善加算が平成27年度及び29年度において新たな加算区分が設けられましたが、適正な報酬単価とするよう国に要望してまいりました。

また、啓発面では平成27年度に障害福祉現場のイメージアップを図ることを目的とした冊子「Smile Story」を作成し、福祉系の大学や専門学校に配布するとともに、事業者等にも活用をお願いしているところです。また、広く一般市民を対象に、障害福祉の現場に興味をもっていただくきっかけ作りや人材の掘り起こしを目的として、ハローワークと共催で「障害福祉の仕事フェア2017」と題した講演会及び障害福祉事業所展を開催しました。第5期計画期間におきましても同様に取り組むとともに、さらなる人材確保のために高齢者の能力の活用や潜在的有資格者の掘り起こしのために、就労関係機関と連携してまいります。と考えており、確保方策に記載いたしました。また、高校生等の若い世代にも障害福祉現場を知ってもらうためにイメージアップ冊子を活用してまいります。と考えております。



しみんいけん  
【市民意見】

・障害福祉計画に関して、現状でも移動支援のヘルパーの不足で、計画相談で受給していても利用できない。高齢の保護者が送迎している現状に危機感を覚える。単価を見直ししてほしい。

し かんが かた  
【市の考え方】

移動支援の単価につきましては、利用実績が多い短時間の利用において安定的に利用できるようにするため、平成28年度に報酬単価改定を行いました。

ご指摘いただきましたとおり、ヘルパーの不足により、学校への通学や日中活動事業所への通所のため、保護者の方が大変苦勞されている現状は把握しております。

移動支援の場合、通学や通所で目的地が遠方である場合には、ヘルパーがサービス提供後に通常の営業地域に戻るための報酬が全く算定されないこととなり、近距離での移動支援と比べ、事業者の負担が大きく、このため、遠方の片道支援では、通常よりもサービス提供を担うヘルパーの確保が困難な状況が生じております。こうした遠方の片道支援にかかるヘルパー報酬の一定の評価として、長時間の片道支援加算の新設を平成30年度の報酬改定において実施する予定でございます。

しみんいけん  
【市民意見】

・障害児の母親です。再来年の春に市内の養護学校を卒業し、福祉就労する予定です。移動支援の第4期計画の実績で児童の利用者が見込みを下回っているようですが、利用を希望してもヘルパーさんの不足で成人の方が優先され児童の利用する機会がどんどん減らされました。事業数は着実に増加しているとのことですが事業を縮小している事業所も増えている印象です。

現在、卒業後の就労先の通勤にヘルパーさんの利用を考えていますが一年後にヘルパーさんの確保が出来るかととても心配しています。

早朝、夕方の単価の加算をするなどイメージアップできたらと思います。

し かんが かた  
【市の考え方】

移動支援につきましては、就労継続支援など障害福祉サービス事業所への通所にも利用していただけますが、ヘルパー不足で保護者の方のご負担が重い現状は把握しており、ヘルパー確保に引き続き取り組んで参ります。

とくに移動支援の場合、通学や通所で目的地が遠方である場合には、ヘルパーがサービス提供後に通常の営業地域に戻るための報酬が全く算定されないこととなり、近距離での移動支援と比べ、事業者の負担が大きく、このため、遠方の片道支援では、通常よりもサービス提供を担うヘルパーの確保が困難な状況が生じております。こうした遠方の片道支援にかかるヘルパー報酬の一定の評価として、長時間の片道支援加算の新設を平成30年度の報酬改定において実施する予定でございます。

しみんいけん  
【市民意見】

- ・88 P 移動支援事業で、聴覚障害者の中には移動が困難な人がいる。その人にも対応できるように広げて欲しい。

し かんが かた  
【市の考え方】

移動支援の対象者要件につきましては、法施行前の制度である支援費制度における国告示の要件を引き継ぎ運用しておりますが、国告示では「肢体不自由1級であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者、またはこれに準ずる者」とされているところ、本市の場合、「準ずる者」として「両下肢」又は「体幹」が1・2級で一上肢にも障害がある者も要件としているところです。移動支援の対象拡大については、対応が困難であると考えております。

しみんいけん  
【市民意見】

- ・移動支援の28年度実績から32年度利用見込み数が減少しているのはなぜなのか？地域生活に移行していくというところでは移動支援も重要な支援の1つなのではないかと思う。今後障害児の保護者の就労も多くなり、特別支援学校ではなく地域の支援学級に通うということで、より拡大していくのではないかとおもっています。

し かんが かた  
【市の考え方】

移動支援の見込量（利用時間数）につきましては、利用時間数の実績が減少していることから減少しております。移動支援につきましては、特別支援学校だけでなく、地域の支援学級に通う際にもご利用していただけますので、今後もそうしたニーズに対応できるよう確保方策に取り組んで参ります。

ちいきかつどうしえんじぎょう けん  
(9) 地域活動支援事業 (14件)

しみんいけん  
【市民意見】

- ・現状は地域生活支援事業を撤退する事業所が多く、18歳以上の、特に障がいの重い者は、日中の生活介護や就労の後の行き場がなく、早い時間から自宅で過ごすことを余儀なくされているので、歳相応の余暇生活を送られるような場をきちんと保障して欲しい。事業所が参入しやすいように、単価を上げてください。
- ・作業所型地域活動支援事業所（B型）が共に内容は休日が多く通所時間が短く、通所者の立場にたって運営されてない事が多い。事業所の施設の充実や職員の研修等を市が責任を持ってやる必要がある。
- ・地域活動支援事業所を利用したいと希望していますが、なかなか事業所が増えず、現在やっている所は満員でなかなか利用できないのが現状です。知的と自閉の障害者に理解を示し、安心して受け入れてくださる場所（習い事やスポーツ）もありませんし、第一、そこに行くためのヘルパーさんが見つかりません。
- ・作業所型地域活動支援事業所などは、生活介護に移行させてしまうのか減らして行くような見込数も入り込まれていますが、逆です！どんどん増やして、障がいを持つてる人も、平日のアフター16時や土・日に、家や作業所とはちがった場所や他の人（社会）と関わり、たくさん体験を積めること等で、長い人生を充実したものになるようにしていただきたいと思えます。
- ・土日利用できる地域活動支援事業も現状足りていない、利用したくても利用できない。
- ・現状の利用見込みの算出方法ですと既存の利用者しか見ていなく、これから新たに地域活動支援を利用したいと思っている利用者は見込まれていないように感じます。現に地域活動支援を利用したくても、事業所自体が少なく、良さそうなところは満員で入れないという状態です。
- ・デイサービス型と作業所型について、毎年度2か所の事業所が障害福祉サービスへ移行とありますが、その根拠がよくわかりません。
- ・地域活動支援事業所の数が横ばいで増えなければ、利用したくても利用できない人が増えるばかりかと思えます。
- ・地域活動支援事業所が増えないとすれば、それに代わるサービス（学齢が終わった障害者（児）が生活介護や就労継続支援B型の後に利用できるサービス）を充実させてほしいです。
- ・生活介護が終わってからの過ごし方として、毎日まっすぐ家に帰るだけでは日々の生活が充実しているとは言えないと思えます。
- ・その為、ヘルパーと夕方の時間を過ごしてから、家に帰ってくる事は必要と思えます。
- ・ですが、ヘルパーと過ごすにも、公共施設は限られていますし、結局は多少の小遣いがないと過ごせません。親がいる間は何とかありますが、親無き後は、一日100円の小遣いを出すことすら、難しいかもしれません。

・職場（生活介護）－ 寄り道（ ）－ 家（グループホーム）

★習い事をする。

★店でコーヒーを飲む。

★そこでしか会えない仲間と過ごす。

↑この、寄り道にあたる場所を提供できる障害福祉サービスが必要だと思えます！

現状でもっとも実現できているのは、地域活動支援だと思っています！

日中一時支援もあると思えますが、それこそ少なすぎて全く利用できません…。

### 【市の考え方】

障害福祉サービスについては、平成18年度以降、法に基づく新しい体系で整理され、その指定障害福祉サービスをご利用いただくことが基本となりました。これを踏まえて、地域活動支援事業所の指定障害福祉サービス事業所への移行について、安定的な運営の観点から、運営法人の意向や事業所の運営状況等を勘案しながらその支援を行っているところです。

同時に、例えば障害特性から毎日決められた作業をこなすことが困難な方など、指定事業所の提供サービスに適さない利用者のニーズに対応するために、地域活動支援事業も重要な日中活動サービスの一つと位置づけております。今後も実施内容の充実にも配慮しながら事業を継続してまいります。また、上記のような位置づけを踏まえ、新たな地域活動支援事業所の開設についても適切に対応してまいりたいと考えております。

### 【市民意見】

・90 P 地域活動支援事業で、聴覚障害者にも配慮した、また盲ろうにも配慮したデイサービスを作りたい。今は一箇所「ほっとくる」のみである。

### 【市の考え方】

様々な障害に対応できる事業所を増やすことは、重要であると考えております。

本市では、手話奉仕員等の各種養成講座を実施しております。各事業所の職員の方々をはじめ、多くの方に参加していただけるよう、今後も講座の周知、参加の促進に努めてまいります。

(10) 発達障害者支援センター運営事業 (0件)

【市民意見】

・なし

(11) 障害児等療育支援事業 (2件)

【市民意見】

- ・療育グループを、親が希望すれば医師の診断がなくとも利用できるようにしてほしい。
- ・障害児等療育支援事業について、現在、認められていない児童発達支援センターも計画の箇所数に加えるべきではないか。

【市の考え方】

・現在、療育グループ事業については「障害児等療育支援事業」には位置づけられておりません。なお、近年の発達障害の認知の高まりなどを背景に、発達支援を必要とする子どもが増えてきており、療育グループ事業についても利用人数が増えてきていることから、療育グループ事業の今後のあり方について検討してまいります。

・障害児等療育支援事業についても、今後の子ども発達支援体制の検討の中で地域療育センター及び児童発達支援センターの機能・役割を整理しながら考えてまいります。

(12) 精神障害者地域生活支援広域調整事業 (0件)

【市民意見】

・なし

(13) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 (0件)

【市民意見】

・なし

(14) 日常生活支援事業 (2件)

■ 福祉ホーム事業 (0件)

【市民意見】

・なし

■ 重度障害者移動入浴事業 (0件)

【市民意見】

・なし

■ 日中一時受入事業 (1件)

【市民意見】

・日中一時受入事業について、レスパイトとして柔軟に利用できるということでは今後さらに拡充していく必要があると思います。

【市の考え方】

今後のサービス見込量の算定にあたっては、障害者の日中活動支援の受け皿としての利用の増を一定程度見込みつつ、特に障害児について放課後等デイサービスなどの類似サービス利用の傾向を考慮し、事業全体としては横ばいで推移するものと見込んでおります。

■ 巡回支援専門員整備事業 (1件)

【市民意見】

- ・ 保育所等を利用する子どもへの支援は同じような事業がいくつもあることでより効果的、円滑な実施のために事業を整理することが必要ではないか。

【市の考え方】

- ・ 保育所等を利用している障害児への支援として同趣旨の事業があることから役割整理を行い、それぞれの障害児の特性に合わせた支援を実施できるよう努めてまいります。

■ 生活訓練等 (0件)

【市民意見】

- ・ なし

(15) 社会参加支援事業 (0件)

【市民意見】

- ・ なし

(16) 精神障害関係従事者養成研修事業 (0件)

【市民意見】

- ・ なし

6 ちいきせいかつしえんそくしんじぎょう (けん)  
地域生活支援促進事業 (0件)

---

(1) しょうがいしゃぎやくたいそうだんしえんじぎょう (けん)  
障害者虐待相談支援事業 (0件)

しみんいけん  
【市民意見】

・なし

(2) せいねんこうけんせいどふきゅうけいはつじぎょう (けん)  
成年後見制度普及啓発事業 (0件)

しみんいけん  
【市民意見】

・なし

(3) はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう (けん)  
発達障害者支援体制整備事業 (0件)

しみんいけん  
【市民意見】

・なし



## 7 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施（4件）

### ■身近な相談窓口

#### 【市民意見】

理想的な体制かもしれませんが、「全般・総合的な対応」は現実的ではありません。担当部署や担当者によって異なる判断や誤った情報によって、サービスの対象である子どもや家族、支援者（障害福祉事業者等）へその影響が及んでいます。全国でも同様のケースが多発しており、適正な運用（情報提供）と適切な指導が求められます。

#### 【市の考え方】

障害のある方が地域で安心して生活できるよう各種相談や情報提供などの支援が総合的に行なわれるよう社会福祉事務所、保健センター、障害者基幹相談支援センターの窓口において障害者等の施策全般にわたる相談に応じております。そうした相談に応じていくためには、専門的知識の習得等担当者のスキルアップが不可欠です。ご意見のような担当者によって異なる判断や誤った情報提供がされることのないよう職員研修等を通じて指導徹底してまいります。

### ■市民への広報・情報提供の推進

#### 【市民意見】

・盲ろう者（視覚と聴覚の両方の障害をあわせもつ人）は、情報が入りにくいために、文章の内容を理解するのがむずかしいので、わかりやすい文章に変えて欲しい。特に「福祉のしおり」を具体的にわかりやすくしてほしい。  
・知的障害の人にわかりやすい情報提供も進めてください。

#### 【市の考え方】

印刷物等の作成においてさまざまな障害のある方が利用できるよう配慮を行うこととしております。今後も情報をよりわかりやすく伝えできるよう検討してまいります。なお、第3章活動指標の15「社会参加事業」において、「福祉のしおり」わかりやすい版の作成配布を掲げさせていただいております。

## ■ 障害を理由とする差別の解消

### 【市民意見】

- ・市営住宅に住んでいるが、夫婦ともに障害があるために、町内会の清掃活動への参加や町内会の役員を務めることが困難である。市営住宅に住んでいても、町内清掃に参加できず、事務の仕事のできない障害者の世帯についての見解を明確に打ち出してほしい。

### 【市の考え方】

市営住宅については、関係部署の施策の参考として承ります。

## ■ サービスの質の確保

### 【市民意見】

- ・なし

## ■ 人材の確保・育成

### 【市民意見】

- ・なし

## ■ 障害者等に対する虐待の防止

### 【市民意見】

- ・なし

## ■ 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

### 【市民意見】

- ・なし

## ■ 計画の推進

### 【市民意見】

- ・なし

【市民意見】

- ・ 障害者がサービスを選択できる時代になってきたので、これからも障害福祉サービスの内容と施設の数が増加することを願っています。
- ・ 障害者と50年共に生活してきましたが、名古屋市は施設が調っており、入所できて感謝しています。何一つ言うことはありません。

【市の考え方】

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会を実現するため、障害福祉サービス等が円滑に実施されるように、引き続き計画を推進してまいります。

【市民意見】

- ・ 個々の項目の計画の到達数、成果目標数を各区及び各ブロック地域の単位で示してほしい。各区・各ブロック単位で計画を立てる必要がある。
- ・ 名古屋市は人口231万人の大都市であり、区単位でも一定の人口規模がある中で、緑区は人口約24万人となっており、今後も人口増が見込まれる。行政区ごとに計画があっても不思議ではなく、名古屋市という大きな単位での福祉計画では地域格差や偏在が埋もれてしまう。
- ・ 各区・各ブロック単位での計画の到達数と成果目標、各地域の実態を踏まえた成果の振り返りと計画が必要である。

【市の考え方】

この計画は、市町村単位でサービスの提供体制の確保に係る目標と必要なサービス量の見込みとその確保方を定めるものです。そのため、見込量等については名古屋市全体として設定しており、区ごとの数値は設定していませんが、例えば、成果目標の一つである「地域生活支援拠点等の整備」については、できるだけ地域的なバランスを考慮するといったことを想定しております。各区のサービス事業所の整備状況や課題を把握していくことは、施策を推進する上で重要であると考えておりますが、各サービスの需要が増加し、一層の基盤整備の推進が求められている現状においては、まず市全体としてサービス基盤の充実を図ることが必要であり、できることから進めてまいりたいと考えております。

### 【市民意見】

・障害者施策推進協議会の委員に障害種別ごとの当事者を入れて欲しい。聴覚障害者団体からも選出して欲しい。

### 【市の考え方】

名古屋市障害者施策推進協議会には身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）、知的障害、精神障害の障害当事者5名の方に委員として参画いただき、当事者の立場から、様々なご意見をいただいております。聴覚障害の当事者の委員については、名古屋市身体障害者福祉連合会様からのご推薦に基づき委嘱させていただきます。

### 【市民意見】

・名古屋市障害者基礎調査で、身体障害者をさらに障害種別（肢体不自由、聴覚、視覚、内部）に分けて調査をして欲しい。

### 【市の考え方】

平成29年度に行った名古屋市障害者基礎調査においては、身体障害者手帳所持者から各障害種別の人数割合を踏まえ調査対象者を無造作に抽出しました。調査結果につきましては、他の障害との整合性を考慮して身体障害者としてまとめて記載しております。ご理解いただきますようお願いいたします。

### 【市民意見】

・自動車での移動が必要不可欠な重度の障害者は、経済的負担が大きい、通学時など家族に頼らざるを得ない、公共交通機関での移動が不便な地域がある、移動中の医療的ケアの確保が必要になる等、課題が多くあります。  
移動の確保・社会参加の機会の保障の観点から、自動車での移送支援の改善・拡充が必要です。

### 【市の考え方】

外出困難な方にヘルパーが付き添う移動支援のサービスは通学時にも利用していただけますが、車による支援はヘルパーによる支援の対象外であり、利用不可となっております。  
一方で、重度障害者タクシー料金助成事業やリフトカー運行事業を実施し、障害者の社会参加の促進を図っているところでございます。ご意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。

## 【市民意見】

- ・いこいの家事業を全市にバランスよく配置するにあたり、具体的な事業展開のイメージが想像できないので、既存の事業との関係、専用室の確保等事業展開のための条件整備や事業を統括する部署について教えてほしい。
- ・いこいの家事業を全市にバランスよく配置するにあたり、具体的な事業展開のイメージが想像できない。子育て支援拠点では専用室の確保の予算はなく各法人が独自に確保しており空間にゆとりはない。面積基準、人員配置基準等の補助体制を教えてください。
- ・いこいの家事業拡充にあたって想定される連携を統括する役割を担う機関が必要だと考える。
- ・部分的に医療的ケアが必要な子に対応できるように、地域の訪問看護ステーションの看護師を、学校や保育園、作業所や児童発達支援、放課後等デイ事業所に派遣する事業を市独自の地域生活支援事業として実施してほしい。(前橋市、みよし市等他自治体の独自事業を参考に)
- ・医療ケアを必要としない困難事例は放課後等デイサービスでの受け入れが難しく、医療的ケアが必要でないため受け入れ先も限られている。医療的ケアが必要な障害のある子の受け入れ先は、看護師など配置の基準を満たしている事業所が対応している。医療的ケアは必要ではないが重心の認定を受けていると、知的障害だけで身体的に元気な子が過ごしている事業所では、安全確保の観点から容易に引き受けることはできない。学校に看護師の配置がないため、医療的ケアは家族が担わなければならない状況となっているのが現状である。
- ・地域療育センターの民間移管計画を見直してほしい。
- ・保育園、幼稚園も含めた障害児支援の計画を策定する必要があるのではないかと。
- ・発達に心配のある子どもの早期療育の環境がととのっておらず、相談先がよくわからない、早急な対応をしてもらえない、初診待機期間が長いなど問題である。
- ・地域療育センターの医師確保のために、医療職の待遇改善を図ってほしい。また、地域療育センター関係者がこれまでの取り組みを評価し、現在の課題への対応方法を話し合う協議の場を設けてほしい。
- ・障害児保育の未満児への助成を拡大してほしい。
- ・緑区は発達支援のニーズが非常に高いが地域療育センターがなく、多くの親子が不便を強いられ、受診が必要であるのに結びつかないケースもある。
- ・虐待・不登校等家族への支援を丁寧に行う必要のある事例への行政機関・学校・支援関係者も含めた連携・協働が不足している状況がある。
- ・移行支援について総論の記載だけでなく各論に整備目標を設定してほしい。

## 【市の考え方】

・「いこいの家事業」を全市にバランス良く配置する手法として、地域子育て支援拠点事業等を実施している場所を活用した「施設活用型」を中心に拡充を進めていく予定であり、事業の所管は子ども福祉課となります。「いこいの家事業」の実施に必要な条件としましては、面積を概ね35㎡以上かつ職員を常時2名以上配置することを定めております。この「いこいの家事業」は、子どもの発達に不安を感じている保護者同士の交流の場及び親子の居場所として、貴重な地域資源の1つでもあると考えております。

・近年の医療技術の進歩等を背景に、たんの吸引など医療的ケアを必要としている障害児が全国的に増えてきており、このような医療的ケア児が地域で生活を送るために必要な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の各関係機関が連携するための協議の場を平成30年度末までに設置する予定です。また、近年の発達障害の認知の高まりなどを背景に、発達支援を必要とする子どもが増えてきていることから、今後の子ども発達支援体制のあり方について検討していきたいと考えており、子どもの早期発達支援について調査審議する機関である「名古屋市障害児早期療育指導委員会」の意見を聞きながら進めてまいります。ご提案いただいた他都市の事例についても参考にしたいと考えています。

・子どもの発達支援施策については、かねてより情報が少ない、どのような施策があるかわからない、などの声をいただいていたことから、平成28年度より情報発信の取り組みを推進しており、「子どもの発達支援のしおり」を作成したほか、「名古屋市子ども発達支援ウェブサイト すてっぷサポート」の運用を開始しました。今年度においても、発達障害の診療が可能な医療機関一覧を当該ウェブサイトに掲載するなど、引き続き分かりやすい情報の提供に努めてまいります。

・「障害児福祉計画」は、児童福祉法の規定に基づき障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、種類ごとの必要なサービス量の見込量及びその確保方策について定める計画であり、学校における看護師の配置や障害児保育等について趣旨が異なることから当該計画には記載しておりませんが、いただいたご意見につきましては担当課にお伝えします。

・障害児支援は発達支援の専門機関にとどまらず、子どもや保護者に日常的に接する機関等が子どもや保護者の状況に応じて連携しながら行っていくことが重要だと考えており、今後も関係機関が会する会議等や日常的な連絡調整の機会を密にし、一層の連携を進めてまいります。

・障害児から大人への移行が円滑に進むよう、各関係機関との連携を進めてまいります。



※この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。